

呉市遊休農地再生支援事業

令和6年度 募集要項

1 目的

呉市における農業の状況は、農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少が進む中で、遊休農地の増加が懸念されています。

遊休農地が増大すると雑草等が繁茂し、病害虫が発生するなど、周辺の農地にも悪影響が心配されることから、遊休農地の解消に取り組むことで地域の農村環境を改善し、営農活動を開始する農業者等を支援します。

2 補助対象者

次の条件をすべて満たしている者とします。

- (1) 市内に農地（所有地もしくは借入地）を有する農業者、農業法人、農業参入企業及び農業者等の組織する団体等とする。
- (2) 交付対象とする農業者等は所有（借入地含む）する農地面積が5 a以上とする。
- (3) 補助対象とする農地については、農地法、利用権設定等の農地の権利関係の手続きが完了済みであること又は、見込まれること。
- (4) 再生する市内農地の総面積が1事業主体当たり5 a以上あること。
- (5) 再生作業を行う年度から起算して5年以上耕作をすること。
- (6) 国・県・市の同様の他の補助事業の交付を受けていないこと。あるいは重複して申請を行っていない又は、行わないこと。

3 補助対象農地

補助対象となる農地は、次の状況にあてはまる農地とします。

市内の遊休農地で長期にわたり耕作の目的に供されておらず、雑木・アシ・ササ・ツル性植物等を含めた雑草等や、耕土とは異なる土砂等が表面積を覆っており、通常の草刈り機等による除草作業や、耕運機等による耕耘を行うだけでは再生が困難で、抜根や整地等を伴う再生作業を行わないと耕作が可能となる状況に復元できない農地。

4 補助金額等

- (1) 補助対象経費の2分の1以内とする。（補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切捨て）。

補助対象経費は、1アール当たり14,000円まで

- (2) 補助金の限度額 1事業主体及び単年度当たり30万円

※予算の範囲内において、補助金を支給します。

5 補助対象経費

補助対象経費は、社会通念上適切とされる範囲のみ対象とし、次に掲げるものとします。また、実績報告時に領収書を提出できない経費や補助対象事業に要したことを客観的に証明できない経費は対象となりません。

- (1) 草刈、抜根、整地に要する経費。（労務費（本人以外のもの）、消耗品費（小農具等）、機

械器具等借上代、燃料費等) ※業者へ委託しても補助対象経費とします。

(2) 土壌改良に要する経費(堆肥、石灰等)

※(2)は(1)の再生作業が行われた農地を対象とします。

6 補助対象期間

補助金の交付決定後、事業を開始し、令和7年3月31日までに完了してください。

※補助金の交付決定日以前の支出については、補助対象となりません。

7 補助対象事業の募集

(1) 募集期限 令和6年11月29日(金)必着

(2) 提出書類

次の書類を呉市役所本庁舎 5 階 農林水産課まで、持参又は郵送により提出してください。

(市民センター経由でも可)

ア 呉市遊休農地再生支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支予算書(様式第3号)

エ 市税の滞納のない証明書(提出日前3ヵ月以内に発行されたもの)の写し

オ 暴力団排除に関する誓約書(様式4号)

カ 見積書

キ 実施場所がわかる位置図

ク 実施場所の面積がわかる公的な資料(農地台帳、課税台帳等)

ケ 現況写真

コ 実施場所の農地法、利用権設定等の農地の権利関係の手続きが完了済みでない場合には、その手続きに係る申請書等の写し

8 補助金の交付決定

提出書類が適当であると認めるときは、申請者に呉市遊休農地再生支援事業補助金交付決定通知書を送付します。

※補助金の交付は、事業完了後です。

※実施場所の権利関係の手続きが完了していない農地については、その手続きが完了したことが確認されたのちに交付決定を行います。

9 補助金交付決定後の事業内容の変更

補助金の交付決定後に申請者が事業内容を変更し、又は廃止する場合は、軽微な変更を除き、呉市遊休農地再生支援事業補助金変更等承認申請書(様式第7号)を提出して承認を得てください(補助金の増額申請はできません。)

10 補助事業の報告と支払い

事業の決定を受けた申請者は、事業完了後 40 日以内（令和 7 年 3 月 31 日を超えるときは令和 7 年 3 月 31 日まで）に次の書類を添えて呉市遊休農地再生支援事業補助金実績報告書（様式第 9 号）を提出してください。審査をした後、補助金交付請求書（様式第 12 号）により補助金を支払います。

- (1) 事業実績書（様式第 10 号）
- (2) 収支決算書（様式第 11 号）
- (3) 領収書又はその写し
- (4) その他活動に関する資料（記録写真など）

11 補助金の交付の取消し及び補助金額の返還

申請内容に虚偽があった場合、補助金を交付の目的以外に使用した場合、呉市遊休農地再生支援事業補助金実績報告書に不備があった場合などにおいては、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の額を減額し、既に交付した補助金がある場合、その全部又は一部を返還していただく場合があります。

12 問い合わせ及び書類提出先

呉市役所 農林水産課 農業振興グループ
〒737-8501 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号（本庁舎 5 階）
TEL 0823-25-3318
E メール nourinsui@city.kure.lg.jp